

# 令和6年度児童福祉行政指導監査実施要綱

(児童福祉行政・保育所・幼保連携型及び保育所型認定こども園  
・児童厚生施設(児童館)・届出保育施設・一時預かり事業・病後児保育事業)

## 1 指導監査の目的

- (1) 児童福祉行政の実施機関(市町村)においては、施設型給付費等の事務執行状況が適正に行われているか検査し、児童福祉行政の適正なる実施を確保することを目的とする。
- (2) 保育所、幼保連携型・保育所型認定こども園及び児童館においては、入所児童の健全育成を保障するための最低基準等の実施状況が関係法令及び関係通知に照らし適正であるか個別に明らかにし、最低基準の維持及び向上を図ることを目的とする。
- (3) 届出保育施設、一時預かり事業及び病児保育事業においては、関係法令及び関係通知に照らし管理運営が適正であるか実態の把握を行い、不適切な管理運営による事故発生等の防止を図ることを目的とする。
- (4) 児童の安全管理への取組状況が適正であるか確認を行い、常に安全管理等の取組を強く意識していただくことを目的とする。

## 2 指導監査の方針

- (1) 児童福祉行政の実施機関に対する指導監査のうち、施設型給付費等に関する監査は、負担(補助)金の検査として実施する。
- (2) 児童福祉施設に対する指導監査は、最低基準の検査として実施する。  
最低基準が維持されていない場合には、その事項について改善を求め指摘を行うこととする。なお、民間施設については、その経理が適切に行われているか財務管理状況についても把握を行うこととする。
- (3) 届出保育施設に対する立入調査については、こども家庭庁(厚生労働省)の示す指導監督基準に達していない事項について、基準を満たすよう改善を求め指摘するとともに、処遇場面の観察により不適切な処遇が認められれば、改善指導を行うこととする。
- (4) (1)～(3)の指摘を行う場合は、形式的、画一的な指導とならないよう留意し、相互理解が得られるよう十分に意見を交換した上で行い、一方的な判断の押し付けとならないよう配慮する。  
特に、保育所において、保育所保育指針の遵守状況に関する指導監査を行うに当たっては、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の課程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重する必要があることに留意すること。  
また、文書による指摘を行う事項については、その要否について十分に検討し、改善されない場合の対応も考慮した上で行うこととする。

### 3 指導監査の対象及び各所属の各役割分担等

対 象		実施機関	
児童福祉行政の実施機関（市町村）		認可保育所関係 子育て王国課・ 総合事務所	
児童福祉 施設	保育所・保育所型認定こども園	公立	子育て王国課・ 総合事務所
		私立	
	幼保連携型認定こども園	公立	子育て王国課・ 総合事務所
		私立	
	児童厚生施設（児童館）	公立	子育て王国課・ 総合事務所
		私立	
届出保育施設		子育て王国課・ 総合事務所	
一時預かり 事業	公立	子育て王国課・ 総合事務所	
	私立		
	企業主導型保育事業所		
病児保育 事業	公立	子育て王国課・ 総合事務所	
	私立		
	企業主導型保育事業所		

また、行政指導監査の実施にあたって子育て王国課は、総合事務所から監査等の要請があった場合には、可能な範囲で監査に同行するように努め、両者の間で連携を図るものとする。（総合事務所とは、中部総合事務所、西部総合事務所のことをいう。以下、これに同じ。）

なお、鳥取市内の施設（鳥取市が設置する児童厚生施設、一時預かり事業、病児保育事業を除く）については、鳥取市が実施するものとする。

### 4 指導監査の方式と回数

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施する。なお、届出保育施設については、定期立入調査と特別立入調査とに分けて実施することとする。

(1) 一般指導監査は、次のアからエによる。

ア 実施機関（児童福祉法第 24 条に定める保育の実施及び施設型給付費等の事務に当たる市町村）の指導監査については、「児童福祉行政指導監査の実施について（平成 12 年 4 月 25 日付児発第 471 号厚生省児童家庭局長通知）」に基づき、原則として年 1 回の実地監査を行う。

イ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第 38 条の規定により原則として年 1 回の実地監査を行うこととする。実施に当たっては必要に応じて教育委員会事務局各教育局の保育専門員・幼児教育アドバイザーと連携して実施することとする。

実地監査の実施に当たっては、あらかじめ監査調書（添付書類も含む。以下同じ。）を提出させることとする。また、効率性を考慮して現地において集合監査を行うことができることとする。

また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の実地監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行って差し支えないこととする。

ウ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、福祉監査指導課と連携して実施することとし、必要に応じて法人監査も併せて行うなど可能な配慮をする。

エ 災害その他やむを得ない事情により、上記ア及びイに定める実地検査を行うことが困難な場合は、子育て王国課長は対応方針を別に定めるものとする。

- (2) 特別指導監査は、問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施する。

この他、死亡事故等の重大事故（死亡事故、意識不明となる事態等の重大な事故をいう。以下同じ。）が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）等には、特別指導監査を実施する。なお、死亡事故等の重大事故が発生した場合には、必要に応じて事前通告なく実施することとする。

- (3) 届出保育施設への立入調査

届出保育施設への定期立入調査は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年4月10日付こ成保第230号こども家庭庁成育局長通知）」に基づき原則として年1回実施することとする。定期立入調査で問題を有することが認められた施設については、必要に応じて特定事項について特別立入調査を実施することとする。

また、立入調査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の立入調査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行って差し支えないこととする。

## 5 指導監査実施計画の策定

- (1) 指導監査実施計画は毎年度ごと策定し、その策定にあたっては以下(2)～(4)に留意する。
- (2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政の運営方針、昨年度の指導監査結果等を勘案し効果的に実施できるよう十分留意する。
- (3) 指導監査の実施時期については、監査対象となる実施機関及び児童福祉施設の諸般の事情等を考慮し決定することとする。
- (4) 総合事務所長は、指導監査実施計画を策定後、すみやかに子育て王国課長に提出するものとする。

## 6 指導監査班の編成

指導監査班は2名以上の職員をもって編成する。主事級2名で対応する場合は、そのうち1名は原則として施設指導監査の経験が1年以上ある職員を充てるものとする。

## 7 指導監査の事前準備

- (1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日、指導監査職員の役職および人数その他必要な事項を事前に通知するものとする。
- (2) 指導監査にあたる職員は、あらかじめ提出される監査調書や前回の監査結果、その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期する。
- (3) 実地監査にあたる職員に対しては、あらかじめ次の区分により証票を交付することとする。該当職員は実施監査の際には証票を携帯し、提示を求められた場合には提示しなければならない。

実地監査対象機関（施設等）	証 票
児童福祉行政の実施機関（児童福祉法第24条に定める措置者等の事務に当たる市町村）及び児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、一時預かり事業、病児保育事業	児童福祉法施行規則（第6条の7第2項関係）第3号様式による証明書
届出保育施設	児童福祉法施行規則（第6条の7第3項関係）第4号様式による証明書
幼保連携型認定こども園	鳥取県認定こども園に関する条例の施行に関する実施要綱（第3条関係）様式第13号による証明書

## 8 指導監査事項

実施機関、児童福祉施設及び届出保育施設に対する監査は別紙1「児童福祉行政指導監査事項」により実施することとする。

## 9 指導監査実施上の留意事項

- (1) 児童福祉施設に対する指導監査の実施に際しては、「鳥取県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査に係る情報公開要領」（令和5年10月10日制定。以下、「情報公開要領」という。）第5条の規定により、指導監査の実施通知及び結果通知に監査結果の公開を行う旨明記するとともに、当該情報公開要領に基づく必要な手続きをとることとする。
- (2) 指導監査は、常に指導援助的態度で実施し、関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮することとする。
- (3) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその原因の究明を行うよう努めることとする。

## 10 指導監査後の対応

指導監査後は、その問題点を明らかにし、監査対象となった実施機関等又は県の採るべき措置を具体的に検討して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じることとする。

なお、届出保育施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年4月10日付こ成保第230号こども家庭庁成育局長通知）」及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（令和6年4月10日付こ成保第236号こども家庭庁成育局長通知）」により実施することとする。

### (1) 講評及び助言等

指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言又は口頭指摘を行うこととする。

ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し、別途、講評及び助言又は口頭指摘を行うこととする。

## (2) 指導監査の復命

指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、所属長に提出するものとする。

総合事務所長は、指導監査の結果、重大な指摘すべき事項があった場合は、その都度子育て王国課に報告を行うこととする。

## (3) 指摘及びその対応等

ア 指導監査後は、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」別紙2「令和6年度保育所指導監査文書指摘基準」に基づき、文書指摘事項について内容及び改善方法を具体的に明記して、文書をもって速やかに指摘を行なうこととする。

イ 総合事務所において別紙1「児童福祉行政指導監査事項」別紙2「令和6年度保育所指導監査文書指摘基準」に記載のない事項について文書指摘する場合には、所属により文書指摘に差が生じないようにするため、あらかじめ子育て王国課に協議することとする。

ウ 文書指摘に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査の実施等の措置を講じるものとする。

エ 指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指摘したにもかかわらず一向に改善がなされないものについては、改善勧告や必要に応じて法令等に基づく処分を行うこととする。

オ 総合事務所長は、令和6年度指導監査結果及び改善状況（別紙様式2）を令和7年3月21日までに子育て王国課に提出することとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の日に係るものについては、なお従前の例による。

# 令和6年度 児童福祉行政指導監査計画

子育て王国課・〇〇総合事務所

## 1 重点事項 ※独自で制定した場合のみ記載

施設種別	重点事項

※必要に応じて施設種別ごとに記載すること

## 2 総括表

種 別	監 査 対 象 数
児童福祉行政（市町村）	
保 育 所	
保育所型認定こども園	
幼保連携型認定こども園	
児童厚生施設（児童館）	
届出保育施設	
一時預かり事業	
病児保育事業	

## 3 監査対象施設一覧（別に下記内容が分かる資料があれば既存資料で可）

市町村名	種別 (公立/私立)	施設種別	施設名